⑮　本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑯　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」の試行工事である。

⑰　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⑱　本工事は、元請け企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、総合評価方式においてインセンティブを付与する「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行工事である。

⑲　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、内容説明書によることとする。

⑳　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない工事である。

㉑　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、BIM／CIM（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ICTの全面的活用を推進し、BIM／CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするBIM／CIM活用工事（発注者指定型）である。

㉒　本工事は、脱炭素化の加速に向けた取り組みを行う企業を評価する「カーボンニュートラル試行工事」である。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たす３者又は４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　当機構における「土木」及び「プレストレストコンクリート」に係る令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。なお、構成員は、当機構における「土木」に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が以下の要件を満たす者であること。「プレストレストコンクリート」に係る客観点数は問わないものとする。

ア　３者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第２位の構成員　1,200点以上

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合は、そのうち１者に限る。以下同じ。）　1,000点以上1,200点未満

イ　４者を構成員とする特定建設工事共同企業体の場合

代表者及び出資比率が第２位の構成員　1,200点以上

出資比率が第３位の構成員　1,000点以上

出資比率が最下位の構成員　1,000点以上1,200点未満

㈱　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　平成19年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下に掲げる工事の施工実績を有すること。

なお、当該施工実績を１件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。

構成員のうち代表者は、次の①、③及び⑤の施工実績を有すること。

出資比率が第２位の構成員は、次の①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧のいずれかの施工実績を有すること。

出資比率が第３位（４者の場合）及び最下位の構成員は、次の①から⑧のいずれかの施工実績を有すること。

また、代表者又は出資比率が第２位の構成員は、次の⑦の施工実績を有すること。

①　鉄道ラーメン高架橋新設工事
②　橋りょう新設工事又は高架橋新設工事
③　鉄道ＰＣ上部工新設工事（張出し工法）
④　ＰＣ上部工新設工事
⑤　鉄道土路盤新設工事
⑥　土路盤新設工事
⑦　ケーソン工による橋りょう又は高架橋基礎の新設工事
⑧　ケーソン工による工事

※　「土路盤新設工事」とは、路盤の構築を目的とした盛土又は切土工事をいう。

当該施工実績が共同企業体の構成員としての実績である場合には、代表者は出資比率が構成員中最大（⑦の施工実績は出資比率が10％以上）、その他の構成員は出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。

また、当該施工実績が当機構の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構の発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止措置等に伴い完工していない工事も施工実績とすることができる。この場合は、工期延伸が確認できる資料（契約書の写し）及び一時中止措置状況が確認できる資料（一時中止通知書）を添付すること。

⑷　当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における令和２年度及び令和３年度の当機構の工事成績が、２年連続で平均が60点未満でないこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　全ての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

また、代表者は、配置予定技術者のほかに専任補助者（当該配置予定技術者と同一の構成員の専任補助者に限る。なお、現場代理人及び専門技術者との兼務は認める。）を配置することができる。専任補助者数は配置予定技術者１名につき、それ以上とし、専任補助者は次に掲げるア、イ、エの基準を満たす者とする。

また、専任期間については、配置予定技術者と同等とする。

なお、専任補助者を配置する場合にあたっては、その配置方について、配置予定技術者と同様に「監理技術者制度運用マニュアル（平成16年３月１日国土交通省総合政策局建設業課）」によるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員は、平成19年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下に掲げる工事の施工経験を有する者を配置すること。

なお、当該施工経験を１名の配置予定技術者で満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。また、当該施工経験を１件名で満たすことができない場合は、複数件名の組合せとすることができる。代表者が配置予定技術者を複数名配置する場合は、⑶③又は⑤の施工経験を有する者は、担当の施工期間中のみの専任配置とすることができる。

代表者は、⑶①、③及び⑤の施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第２位の構成員は、⑶①、②、③、④、⑤、⑦及び⑧のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が第３位（４者の場合）の構成員は、⑶①から⑧のいずれかの施工経験を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員の配置予定技術者は、施工経験を必ずしも必要としない。

当該施工経験が共同企業体の構成員としての経験である場合には、出資比率が10％以上のものに限る（乙型にあっては、分担工事の経験に限るものとし、出資比率は問わない。）。